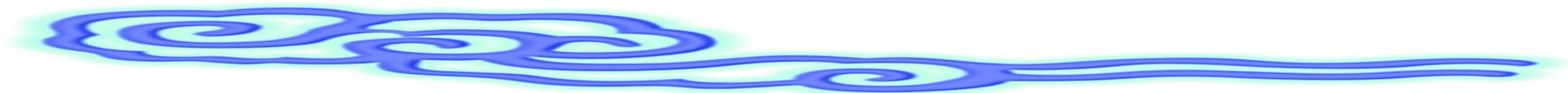


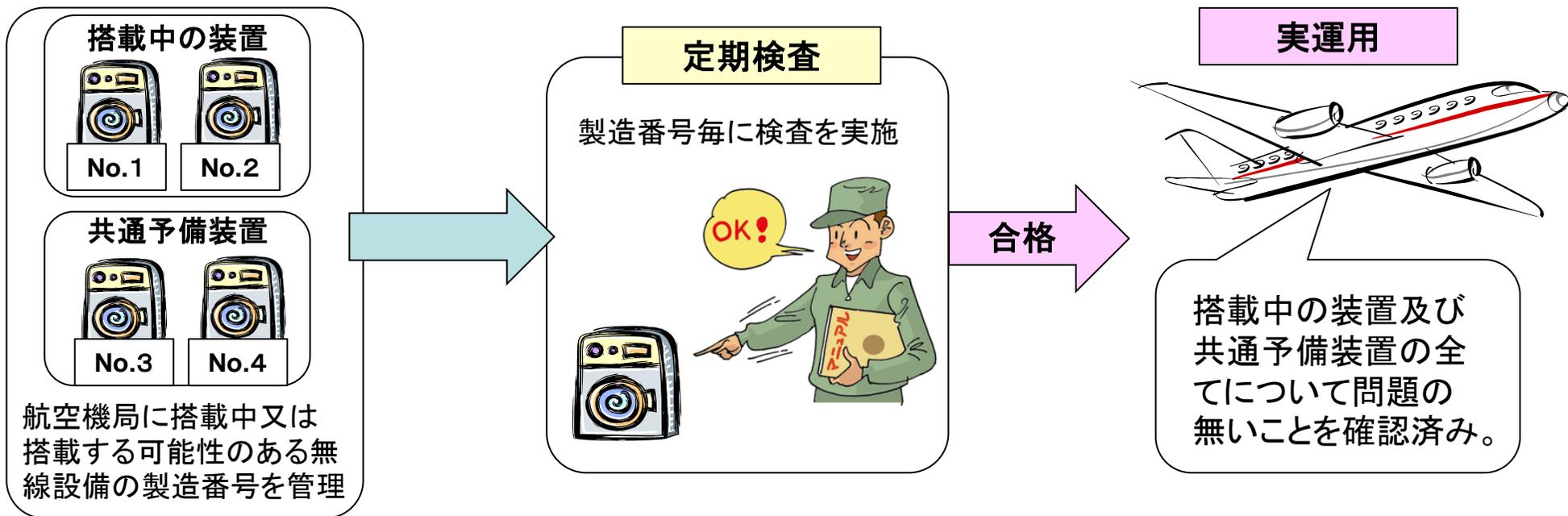
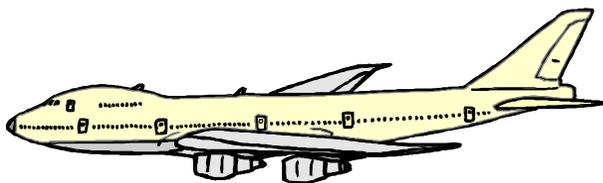
航空機局の無線設備の製造番号管理について



製造番号管理の現状について

航空機に搭載されている無線設備は、同一型式のものであっても、故障発生の有無は個別装置毎に違うことから、無線局の検査に際しては、個別装置毎に行う必要がある。

なお、ELT(航空機用救命無線機)については、個別装置毎に個体識別コード(15桁)が付されており、当該コードを管理するためにも、製造番号による個別管理が必要である。

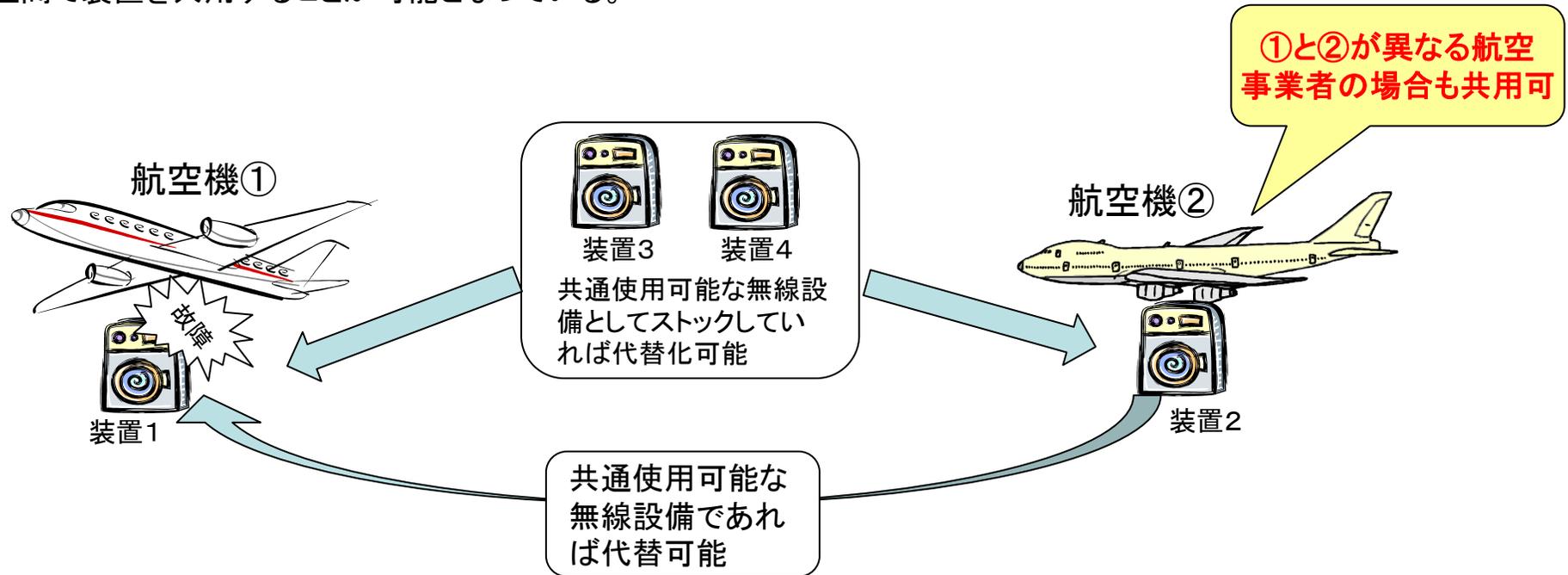


航空機局の装置の共通使用について

無線局の装置の共通使用の概要

1. 共通予備制度

電波の型式や周波数、空中線電力が同一である等の条件を満たせば事前登録により、同一人に属する二以上の無線局相互間で装置を共用することが可能となっている。



2. 外国で故障した際の無線設備の貸し借り制度

外国で無線設備が故障した場合、日本国内の目的地に到着するまでの間に限り、共用装置として未登録の無線設備を他社から貸借して使用することが可能となっている。（「郵政省告示第87号(昭和51年1月24日)」より）

海外の共通予備制度について

	共通予備制度の有無	制度の概要
米国 	予備品証明のある機器であれば共通使用可能	FAAの予備品証明 (FAA Form8130-3) があるものは共通使用可能
英国 	航空機に装備する全ての無線設備は、その設置に際してCAAの許可を要する。	航空機に搭載する無線設備の新設又は変更については、CAAの下部組織であるDAPに直接申請することを要する。
仏国 	無線設備の型式が同じものであれば共通使用可能 (ただし、OSACが機器毎に異なるコードにより番号管理を実施)	「無線局の免許と適合性」という規則に規定 (OSACが機器毎に異なるコードにより、どの航空機にどの無線設備が装着されているのかをDB化して管理している。)
独国 	無線設備の型式が同じものであれば共通使用可能	どの型式の無線設備がどの航空機に搭載されているかについての情報は、欧州航空安全庁 (EASA) がDB化して管理
韓国 	無し	—
日本 	有り	電波の型式や周波数、空中線電力が同一である等の条件を満たせば事前登録により無線設備を共用可能